

八尾市第5次総合計画  
「やお総合計画2020」  
基本計画（目標別計画）  
（行政案）への意見集

平成22年7月

八尾市総合計画審議会

## ■八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」基本計画(目標別計画)(行政案)への意見集

(注)

1. 八尾市総合計画審議会の審議の過程では、「基本構想(答申)」の施策化、事業化に関する意見が各委員から多数出されました。

それらの意見には、審議会の審議過程で初めて示された意見のほか、審議会に先立って開催された「元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会」による「これからの八尾のまちづくりの方向性について」(提言書)(平成21年8月)や、「基本構想(行政案)」に対する市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施(平成22年2～3月)で提出された「市民意見」を踏まえた意見も多数含まれています。

2. この「意見集」は、上記の各委員による個人意見をすべて、個別に要約し、整理して列挙したものです。掲載されている意見には、(1)総合計画の策定全般及び推進に関する意見と、(2)各施策に対する意見が含まれています。

審議会としては、このうち(1)について、今後、総合計画の策定や、策定後の推進の参考にさせていただくことを要望します。

また、(2)については、①既に「基本構想(答申)」の本文に趣旨を反映したもののほか、②「基本構想(答申)」の本文としては反映し得ていないものが含まれていますが、①・②ともに、総合計画の策定において、「基本計画」の策定の参考として十分検討し活用させていただくことを要望します。

### (1)総合計画の策定全般及び推進に関する意見

| 趣旨・キーワード            | 八尾市総合計画審議会での意見   |
|---------------------|--|
| 重点をおいた総合計画          | 厳しい財政状況のもと予算が限られているので、優先的・重点的に取り組む事項を明確にしたうえで、総合計画を策定し、推進されたい。                     |
| 将来像がイメージしやすい計画      | どのような八尾をめざそうとしているのかという将来の姿をイメージしやすい総合計画を策定されたい。                                    |
| 行政と市民が一緒に取り組む総合計画   | 八尾に住んでいて良かった、八尾を訪れてみたいと感じられ、行政と市民とが一緒になって取り組めるような基本計画とされたい。                        |
| わかりやすい総合計画、総合計画の周知  | 子どもや生活者の視点からみてわかりやすい総合計画とし、さまざまな工夫をして総合計画を広く市民に周知されたい。                             |
| 現状と課題、データの記述        | 現状と課題を、データを活用するなど、わかりやすく記述されたい。  |
| 国・府に求めていることの記述      | 八尾市の果たす役割として、「国・府に求めていること」を記述されたい。   |
| 財源確保                | 総合計画を推進していくための財源確保に取り組まれたい。  |
| 基本的人権の保障と総合計画       | 基本構想では、八尾市の今後の10年間の方向性を決めるものであり、憲法に基づき、一人ひとりの基本的人権を保障することを行政がするべきである。              |
| 地方分権、新しい公共について      | 地方分権の進展と新しい公共の広がりについては、国が責任を放棄し公共サービスを後退させる。公共サービスの向上ではなく、地域格差を広げることにつながる。         |
|                     | 指定管理者制度の現状と問題点を検証すべきである。   |
| まちに対する誇り、愛着         | 誇りや愛着は、個人の自由である。行政が市民に対して求めてはならない。   |
| 地域の意見を踏まえた地域別計画とすべき | 地域別計画の策定にあたっては、住民意見をよく把握されたい。  |
| 多様な活動主体との協働         | 市民活動を担う組織・団体が多様化していることに留意されたい。   |
|                     | 市と市民は対等ではなく、市民が主人公である。市民の願いに基づいて、全体の奉仕者である公務員が、市民の生活や暮らしを守るために行政が何を行うべきかを考えるべきである。 |

## ■八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」基本計画(目標別計画)(行政案)への意見集

### (2)各施策に対する意見

(注)

1. 下記の「該当箇所」の欄は、各委員から出された意見が、その内容に照らし、今後、策定される総合計画の「基本計画 目標別計画(行政案)《参考資料》」における施策の体系のどの項目に対応し、該当しているかを示しています。

| 該当箇所                   |                   | 八尾市総合計画審議会での意見              |  |  |  |
|------------------------|-------------------|-----------------------------|--|--|--|
| 1. 誰もが安全で安心して住み続けられる八尾 | (1)安全安心のまちづくり     | 施策8 安心して暮らせる良質な住まいづくり       | 公共住宅密集地域におけるコミュニティバランスが重要であることから、公共住宅密集地域における定住可能な住宅政策を展開されたい。<br>市営住宅機能更新事業計画が策定されていることから、それを着実に具体化されたい。<br>定住が進むように、八尾らしさを活かした住宅政策を展開されたい。 |  |  |
|                        |                   | (3)地域福祉の推進と福祉サービスの提供        | 施策13 高齢者の生きがいづくりと高齢者を支えるしくみづくり   | 高齢者施策について人間としての尊厳を第一に、生きがいと自立の支援、身体能力の維持と生活支援を基本的視点とされたい。  |  |
|                        |                   |                             | 施策14 介護サービスの提供   | 介護保険制度の有効活用に向けた環境整備を行われたい。   |  |
|                        | 施策15 障がいのある人の自立支援 |                             |  | ノーマライゼーション社会の実現をめざされたい。<br>障がい者が生きかたや暮らし方を選択する主体となれるための条件整備を行われたい。<br>「障がい者差別禁止条例」を制定されたい。<br>障がい者に対する「合理的配慮」の保障を推進されたい。 |  |
|                        |                   |                             | 2. 子どもや若い世代の未来が広がる八尾   | (1)子どもが健やかに育ち、子育てしやすい環境づくり   | 施策17 母子保健の増進   |
|                        |                   | 施策18 地域での子育て支援と児童虐待防止の取り組み  |  |  | 子育て情報や資源へのアクセスビリティを向上するため、ワンストップサービスが提供できる機関を設定するとともに、そこを中心に、地域で活躍されている既存の人材の汎用的活用を図られたい。<br>「子どもの権利条例」を制定されたい。<br>子ども施策を策定する際、子どもの参画を保障されたい。<br>子どもに関する施策を、それを一番必要としている子どもと保護者が活用できるようにする方策を講じられたい。<br>子どもの権利について、子ども自身と大人が学べる場をつくられたい。<br>子どもの虐待に特化した教育・啓発を実施されたい。 |
|                        | 施策19 保育サービスの充実    |                             |  | 保育について、「児童の保育所入所」から「女性の就労機会の保障と就学前教育の推進」へと転換されたい。  |  |
| 施策21 次代を担う青少年の健全育成     |                   | 高校中退生が再チャレンジできる場の保障を検討されたい。 |  |  |  |

| 該当箇所                 |                    |  | 八尾市総合計画審議会での意見  |  |
|----------------------|--------------------|--|---|--|
| 2. 子どもや若い世代の未来が広がる八尾 | (2)生きる力を育む学校教育     | 施策22 知徳体のバランスのとれた小中学生の育成   | 中学校における学校給食を完全実施し、この取り組みを困難をかかえた市民の就労促進と結合して実施されたい。   |  |
|                      |                    |  | 児童生徒や保護者、教職員からの相談・支援、及び研修や情報に関する教職員への支援など、教育サポートセンター機能を充実・強化されたい。   |  |
|                      |                    |  | 子どもたちが基礎学力、人権感覚を自然に豊かさの中で身につけるには社会生活の新たなスタートの機会ともなる低学年からのきめ細かな教育が必要であることから、小学校低学年の学級定員を縮小されたい。                                      |  |
|                      |                    |  | 定年退職した教員を教育専門員として課題を有する学校に対し配置するなど、教職員加配を堅持・充実されたい。   |  |
|                      |                    |  | 学校に子どもたちのサポートにあたるさまざまな職員を配置されていることから、教職員(非正規教職員を含む)に対する人権教育を充実されたい。   |  |
|                      |                    |  | 人権教育を推進するため、わかりやすく使いやすい人権教材を発行されたい。   |  |
|                      |                    |  | 各学校(園)における人権教育を定着させるため、人権教材が適切に活用されているか点検されたい。  |  |
|                      |                    | 施策23 教育機会の均等   | 障がい児の原学級保障と、そのための「合理的配慮」を保障されたい。  |  |
|                      |                    |  | 教育を受ける権利を剥奪されている子どもたち、無国籍の子どもたちへの支援のあり方について検討されたい。  |  |
|                      |                    |  | 学校・地域・家庭をつなげるコーディネーターを育成・支援されたい。  |  |
|                      |                    | 学校・保護者・地域を繋げていくためにはコーディネートする人が必要である。スクールソーシャルワーカーの増員(中学校に1名配置)や学校が派遣要請しやすいようしくみづくりを検討されたい。 |   |  |
| 3. まちの魅力を高め、発信する八尾   | (1)「まちの魅力」発信・発信    | 施策24 八尾の魅力発信と発信  | 「めざす暮らしの姿」において、観光に関わる表現が十分に表現されていないので、記述を充実されたい。  |  |
|                      |                    |  | 観光を担当する部署を創設されたい。   |  |
|                      |                    |  | 観光施策を具体的に進めていくため、市民の生活に密着した楽しみを活かし、観光ガイドの養成、しくみづくり、まち歩き観光や産業観光(産業との連携)の推進、地域ブランド(産業との連携)の取り組み、道の駅機能の創設や直売所マップの作成など多様な方法を検討し、実施されたい。 |  |
|                      |                    |  | イメージキャラクターなど、八尾をPRするための方法を検討されたい。   |  |
|                      |                    |  | 歴史的・文化的景観の保全という発想が重要であるので、その言葉を位置づけられたい。  |  |
|                      |                    |  | 子どもたちの学校でのクラブ活動など河内音頭を全国発信していくための工夫をされたい。   |  |
|                      |                    |  | 多様な市民が継承してきた文化の保存や継承に関する取り組みを支援されたい。  |  |
|                      | (2)豊かな心を育む文化・学習・交流 |  | 施策28 国際交流と国内交流  | 在留外国人との交流など足元からの国際化が必要であるので、その方向を追加されたい。 |
|                      |                    |  | 施策29 芸術文化の振興  | 文化に関わる内容を充実されたい。                         |

| 該当箇所               |                  |                       | 八尾市総合計画審議会での意見  |                         |  |
|--------------------|------------------|-----------------------|---|-------------------------|--|
| 4. 職住近在のにぎわいのある八尾  | (1)産業振興とまちなぎわい創出 | 施策32 世界に誇るものづくりの振興と発信 | ものづくりのまちを維持発展させるため、企業流出に関する具体的な取り組みを工夫されたい。<br><br>住工混在を前向きにとらえ、企業同士の連携がしやすく、ユーザーにも近いという八尾の強みを活かした、地域住民と共存共栄できるような方策を検討されたい。<br><br>ものづくりのまち八尾をさらに発展させるために、環境・雇用などの視点を検討されたい。   |                         |  |
|                    |                  | 施策34 味力をうみだす農業の振興     | 減反政策により水田が減少し、水系環境が悪化しているため、田園(農業)景観の保全を進められたい。   |                         |  |
|                    |                  | 施策35 就業支援と雇用創出        | 地方自治法および雇用対策法の改正により、市町村における雇用・労働行政が求められていることから、労働行政に関する体制を確立し、地域就労支援事業を推進されたい。  |                         |  |
|                    |                  |                       | 人権や福祉の増進に貢献する社会的企業を支援し、就職困難者に対する就労機会の確保をはかられたい。<br><br>外国人市民に対する日本語保障の取り組みを職業訓練として位置づけ支援されたい。   |                         |  |
| 5. 環境を意識した暮らしやすい八尾 | (1)環境にやさしいまちづくり  | 施策42 快適な生活環境づくり       | 施策の推進にあたり、公共交通と自転車を使うことによってCO2の排出が少なく暮らせるまちということや、ごみの8種分別によりどうなるのかなどを市民や事業者などに情報提供されたい。<br><br>身近な河川や工場などを通じて、みんなで環境をまもっていくということを学べる環境教育の充実をはかられたい。<br><br>ごみの不法投棄が多く見られる場所において、監視カメラを設置されたい。<br><br>外環状線の沿道には環境産業がたくさん立地しており土壌汚染などが危惧されるので、環境産業の立地規制などを検討されたい。 |                         |  |
|                    |                  |                       | (2)安全で快適な水環境の整備   | 施策46 治水対策と環境を意識した水環境の形成 | 水路を活用した防災対策(ゲリラ豪雨対策)を検討されたい。<br><br>農業用水の用水機能を確保するために必要な取り組みを追記されたい。 |
|                    |                  |                       |   |                         | 6. みんなでつくる八尾   |

| 該当箇所            |                         | 八尾市総合計画審議会での意見   |  |
|-----------------|-------------------------|--|--|
| 6. みんなでつくる八尾    | (1)人権の尊重と平和を希求する共生社会の実現 | 施策49 人権尊重社会の推進   | 女性や、障がい者、外国人市民、同和問題といったマイノリティに対する差別解消に関する計画を策定されたい。  |
|                 |                         |  | 同和問題の終結を宣言すべきである。  |
|                 |                         |  | 人権行政の推進にあたっては、当事者団体との連携を強化されたい。  |
|                 |                         |  | 差別の法的規制(条例)の研究を進められたい。   |
|                 |                         |  | 「八尾市人権委員会(仮称)」の設置など、人権侵害や差別事象への対応及び救済に関わるしくみづくりを進められたい。  |
|                 |                         |  | 差別の解消など人権に関わる審議会などの機関を整備されたい。審議会などにおいては、委員の過半数を当事者に割り当てて運営されたい。また、人権擁護、社会的差別禁止条例の制定(あるいは「人権尊重の社会づくり条例」の改定)をされたい。                     |
|                 |                         |  | 当事者の団体をはじめ、人権の取り組みを進める市民団体、市民活動への支援を進められたい。  |
|                 |                         |  | 社会的身分、人種、民族、年齢、性別、障がいのあることなどによって人権を侵害されている人びと(女性、子ども、高齢者、外国人、同和問題、障がい者、ハンセン病回復者、ひとり親家庭、生活保護世帯…など)に対する、差別や社会的排除を克服する「行政の決意」を表明されたい。   |
|                 | 施策50 多文化共生の推進           |  | 行政職員(教職員含む)、市民社会のあらゆる構成員が、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場で、人権を尊重することを当たり前のこととして受け入れられるよう、人権を核とするまちづくりの原則を普及・啓発する「行政の決意」を表明し、「人権文化のまちづくり」を進められたい。 |
|                 |                         |  | 外国人市民として市政参画の保障、地方参政権の実現に向けて努力されたい。  |
|                 |                         |  | 日本語が十分理解できないことによって、情報に格差が生まれたり、安心して生活を送ることの阻害要因となったりすることから、外国人市民の日本語学習の取り組みや通訳保障への支援を行われたい。  |
|                 |                         |  | 民生委員、児童委員、人権擁護委員への外国人市民の登用について検討されたい。  |
|                 |                         |  | 国籍要件によって年金に加入できない無年金状態の高齢者が存在するため、高齢者福祉や年金制度における外国人市民への考慮を行われたい。   |
|                 |                         |  | 多文化共生の推進にあたっては、内なる国際化の視点から、市民が互いの文化や習慣などの違いを認めあい、ともに暮らし、働き、学べるまちづくりを行われたい。   |
| (2)市民協働と地域自治の推進 | 施策52 地域のまちづくり・地域活動への支援  |  | 「八尾市国際化施策推進計画」や「八尾市在日外国人教育指針」の具体化を推進されたい。  |
|                 |                         |  | 地域住民による「(仮称)校区まちづくり協議会」の活動の支援など、地域のまちづくり支援の制度設計には工夫をされたい。  |
|                 |                         |  | 地域のまちづくりの推進にあたっては、地域格差がでないように進められたい。   |
|                 |                         |  | 町会は地域コミュニティの基礎であることから、町会加入率を高める取り組みを工夫されたい。  |
|                 |                         |  | コミュニティ単位での行政情報の開示を推進されたい。  |
|                 |                         | 地域別計画や地域予算制度の導入にあたって地域で混乱が生じないように、適切に制度を構築するとともに、住民に対して分かりやすく説明されたい。 |  |
|                 | 施策53 市民の社会貢献活動の促進       |  | 市民活動が活発となるように、市民の主体的な創意工夫をうまく公益的な活動に結びつような支援策を導入されたい。  |

| 該当箇所         |                 |                             | 八尾市総合計画審議会での意見   |
|--------------|-----------------|-----------------------------|--|
| 6. みんなでつくる八尾 | (2)市民協働と地域自治の推進 | 施策54 男女共同参画社会の推進            | あらゆる場への女性の参画を進めていくため、女性参画に関わる数値目標を設定されたい。  |
|              |                 |                             | 「男女共同参画スペース」に対する活動支援と施設整備を充実されたい。  |
|              |                 |                             | 「男女共同参画に関わる教育」を学校教育でも推進されたい。   |
|              |                 |                             | 女性が参加しやすい、市民学習の環境を整備されたい。  |
|              |                 |                             | 女性解放の教育・啓発を徹底し、保育・介護などの制度の整備や女性の働く権利の保障を進められたい。  |
|              |                 |                             | 女性に対する暴力(DV、セクシュアル・ハラスメントなど)の撲滅を推進されたい。(啓発、相談の実施、シェルターの設置や広域連携など、救済の充実)  |
|              | (3)信頼される行政経営の推進 | 施策57 行政情報の提供と個人情報保護、広聴活動の充実 | 障がい者や外国人、高齢者や非識字者などの実態を踏まえて、行政情報の提供のあり方を工夫されたい。  |
|              |                 | 施策59 窓口サービス機能の充実            | 施策として「生活現場における市民相談活動の整備・充実」の項目を追加し、<br>①市民が困ったときに、気兼ねなく何でも相談できる体制が整備されていることが重要であることから、現行各種相談事業の横断的な整理や、小学校区(地域コミュニティ)を単位とする相談員の配置を進められたい。<br>②市民相談活動支援センターを設立して相談員活動を統括するとともに、相談員のスキルアップ、ケース会議、相談事例の研究などを行われたい。<br>③生活困難者が集中している地域をモデル地区として着手し、市内全域に事業を拡大されたい。 |
|              |                 |                             | 戸籍の不正取得防止のための「本人通知制度」の導入を推進されたい。   |
|              |                 | 施策60 健全な財政運営の維持・強化          | 人口減少をふまえ、健全な財政運営をされたい。   |